

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 2 産業廃棄物の3R促進【循環社会推進課】

#### (1) 県内の発生状況

(注) 産業廃棄物の実態調査については、県内事業所から産業廃棄物排出事業所を抽出し、アンケート調査により実施しています。調査は5年ごとに実施しており、直近のデータは、平成30年度の値です。

#### ① 県内総排出量

平成30年度に本県で排出した産業廃棄物は、2,943千tであり、平成25年度の2,895千tと比較すると、約1.6%増加しています。

#### ② 種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、1,576千t（全排出量の54%）、次いで、がれき類553千t（19%）、ばいじん270千t（9%）、廃プラスチック類148千t（5%）、木くず87千t（3%）の順で、この5種類で全体の約90%を占めています。（図3-1-11）

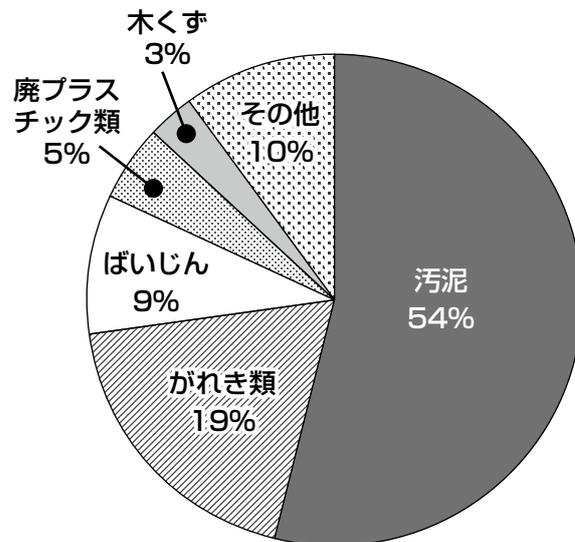


図3-1-11 種類別排出量構成比（平成30年度）

#### ③ 業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、製造業が最も多く、1,195千t（全排出量の41%）、次いで、建設業753千t（26%）、水道業520千t（18%）の順となっており、この3業種で85%を占めています。（図3-1-12）

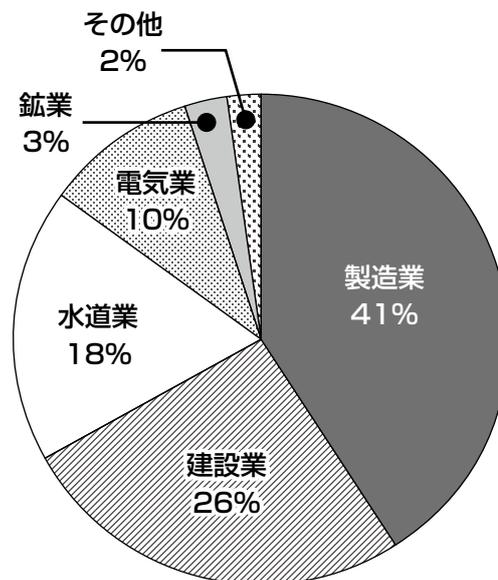


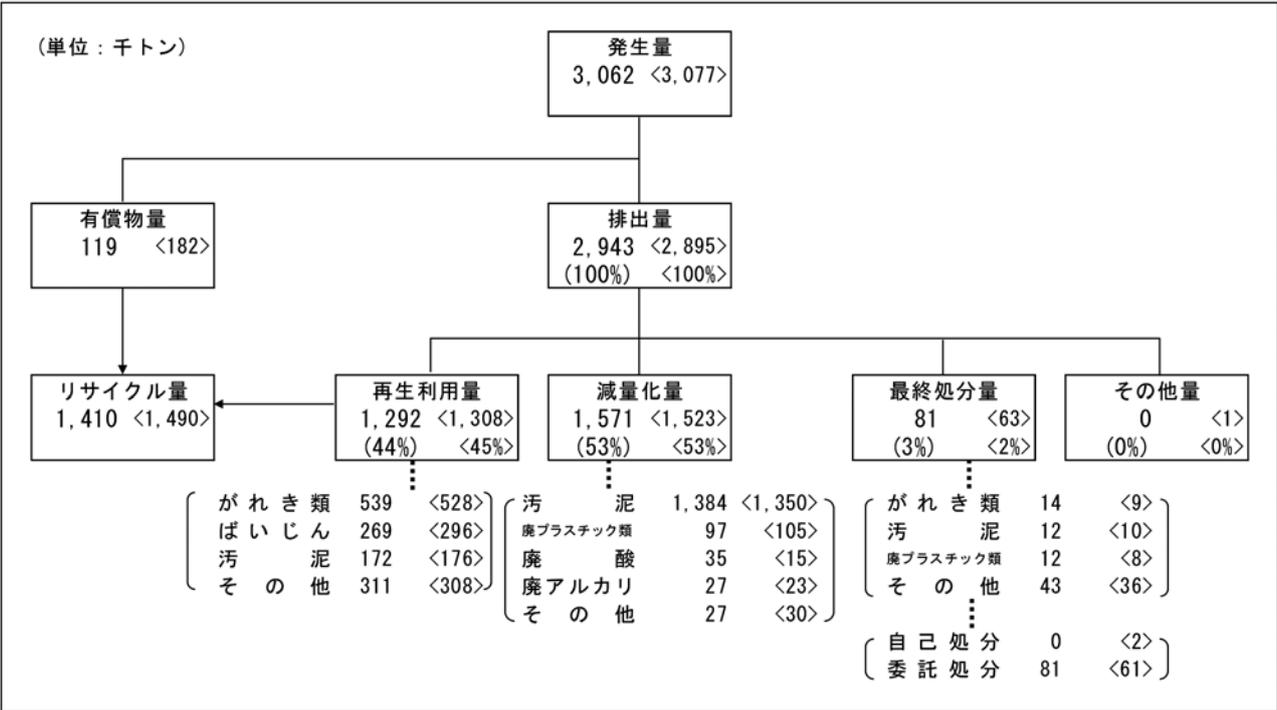
図3-1-12 業種別排出量構成比（平成30年度）

#### (2) 処理処分状況

##### ① 発生からの処理処分状況

排出量2,943千tの処理処分状況は、再生利用量1,292千t（44%）、減量化量1,571千t（53%）、最終処分量81千t（3%）等となっています（図3-1-13）。

平成25年度と比較すると、再生利用量の割合が減少（45%→44%）し、最終処分量の割合が増加（2%→3%）しています。



注1: < >内は平成25年度値

注2: 廃棄物の種類別内訳の数字は、減量化のみ無変換で算出しており、再生利用量、最終処分量の数字は変換した数字で算出している。

図 3-1-13 平成 30 年度処理処分状況

② 種類別処理状況

汚泥については、1,576 千tの排出量がありますが、88%が減量化され、最終処分量は1%となっています。

がれき類については、553 千tのうち97%が再生利用されています。

廃プラスチック類では、148 千tのうち66%が減量化されています。

最終処分量を種類別にみると、がれき類が14 千tで最も多く、次いで、汚泥、廃プラスチック類12 千tの順となっています。

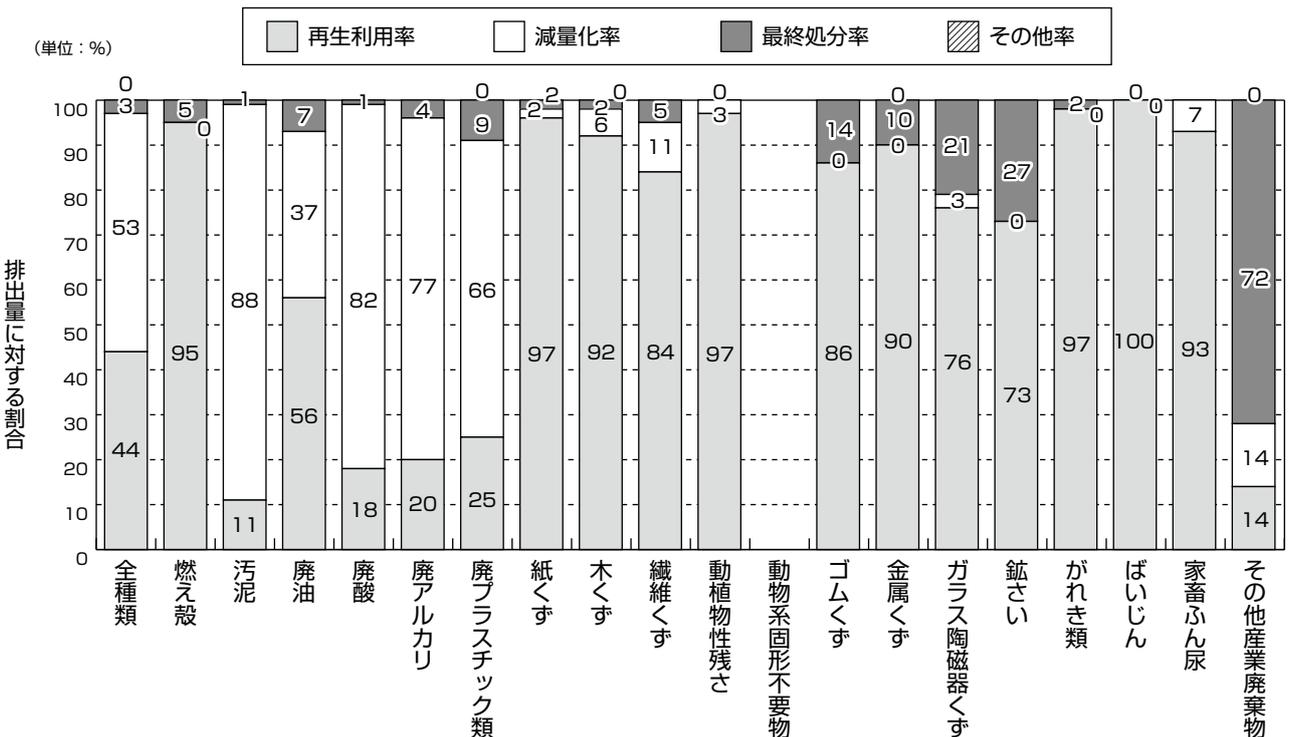


図 3-1-14 種類別処理状況 (平成 30 年度)

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 産業廃棄物処理業の状況

産業廃棄物の処理について、廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しています。「自らの責任において適正に処理する」とは、排出事業者が「自ら処理する場合」と「許可を持っている処理業者に処理を委託する場合」とがあります。

実際には、排出事業者が自ら中間処理施設や最終処分場を設置することは少なく、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しています。

本県における産業廃棄物処理業の許可件数は、令和4年3月末現在2,338件で、業の種類別では、収集運搬業（特別管理産業廃棄物の収集運搬業を含む。）の許可は2,190件と全体の約94%を占めています。

表 3-1-15 産業廃棄物処理業許可件数（令和4年3月末現在）

| 許可区分      | 収集運搬  | 中間処理(処分) | 最終処分 | 中間処理・最終処分 | 計     |
|-----------|-------|----------|------|-----------|-------|
| 産業廃棄物     | 1,943 | 137      | 2    | 3         | 2,085 |
| 特別管理産業廃棄物 | 247   | 5        | 0    | 1         | 253   |
| 合計        | 2,190 | 142      | 2    | 4         | 2,338 |

### (4) 産業廃棄物処理施設の状況

廃棄物処理法第15条の規定に基づく産業廃棄物処理施設の施設数は、令和4年3月末現在96件で

す。令和3年度の産業廃棄物処理施設の新たな設置許可は1件ありました。

表 3-1-16 産業廃棄物処理施設数（令和4年3月末現在）

| 種別    | 施設数    | 備考                |
|-------|--------|-------------------|
| 破碎施設  | 7 5 施設 | 廃プラスチック類、木くず、がれき類 |
| 焼却施設  | 9 施設   | 汚泥、廃油、廃プラスチック類    |
| 最終処分場 | 5 施設   | 安定型、管理型           |
| その他   | 7 施設   | 脱水、油水分離、中和、乾燥     |
| 合計    | 9 6 施設 |                   |

### (5) 減量化・リサイクルへの取組み

産業廃棄物の減量化やリサイクルを達成するには、排出事業者の自主的な取組みが重要です。そこで、産業廃棄物の発生量が年間 500 t 以上（特別管理産業廃棄物の場合は年間 50 t 以上）である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）を対象に、廃棄物の処理計画の策定および実施状況の報告を求め、事業者の自主的な取組みを促しています。また、事業者を対象にした研修会を開催し、減量化・リサイクルに関する先進的な事例やリサイクル認定製品制度を紹介し、啓発を行っています。

そのほか適正処理を推進する観点から、産業廃棄物の適正処理の手続きを解説したパンフレットを作成・配布するほか、主に中小規模の排出事業者を対象に、適正処理に関する手続きをわかりやすく解説する研修会を開催しています。

### (6) リサイクル製品の利用拡大

リサイクル製品の活用は、埋立処分場の延命化やバージン原材料の節約など、循環型社会の推進に大きく貢献することになります。

そこで県では、リサイクル製品の利用促進およびリサイクル産業の育成を図り、資源循環型社会を推進していくため、主に県内で発生する再生資源を利用して製造される製品を認定する「福井県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

平成 11 年 12 月の施行から 22 年目を迎え、令和 4 年 3 月末現在で 37 製品を認定しています。

リサイクル製品普及促進のため、県の公共工事等において、地域から発生した再生資源を活用した製品を同一地域内で積極的に利用しているほか、市町や国の出先機関にも積極的な活用を呼びかけています。

また、「フクイ建設技術フェア」などのイベントへの出展や県庁ホールでの展示およびホームページによる広報等により、リサイクル製品の PR や認定制度の周知を行っています。

今後も、リサイクル製品がさらに広く普及するよう取り組んでいきます。



福井県認定  
リサイクル製品